て発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

G_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 17 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

H_{17} ＝ 0.00533
H_{18} ＝ 0.027
H_{19} ＝ 0.029
H_{20} ＝ 0.02863
H_{21} ＝ 0.02957
H_{22} ＝ 0.02864
H_{23} ＝ 0.02737
H_{24} ＝ 0.02762
H_{25} ＝ 0.02799
H_{26} ＝ 0.02890
H_{27} ＝ 0.03031
H_{28} ＝ 0.0256
H_{29} ＝ 0.0258
H_{30} ＝ 0.02584
$H_{令元}$ ＝ 0.02554
$H_{令2}$ ＝ 0.02566
$H_{令3}$ ＝ 0.02586

て発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

G_n　n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 17 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

H_{17} ＝ 0.030
H_{18} ＝ 0.027
H_{19} ＝ 0.029
H_{20} ＝ 0.02866
H_{21} ＝ 0.02959
H_{22} ＝ 0.02867
H_{23} ＝ 0.02741
H_{24} ＝ 0.02772
H_{25} ＝ 0.02813
H_{26} ＝ 0.02912
H_{27} ＝ 0.026
H_{28} ＝ 0.0257
H_{29} ＝ 0.0258
H_{30} ＝ 0.02588
$H_{令元}$ ＝ 0.02556
$H_{令2}$ ＝ 0.02571
$H_{令3}$ ＝ 0.02591